

ビニール
ハウス

農業融資のこと、農業経営のことは、JAにご相談ください！

太陽光
システム

トラクター

農業用
トラック

農業用
倉庫

農業融資の
借換資金

農地

乾燥機

運転資金

コンバイン



©よりぞう

アグリマイティー資金

適用
金利

おトク①

基準金利を
軽減！

年

0.35

%

おトク②

利子補給！



基準金利

年2.175%

総支払
利息

661,856円

ご返済の目安（試算） お借入金額1,000万円あたりの支払利息（概算）

適用金利

年0.35%

総支払
利息

105,243円

おトク！

556,613円

※借入期間5年、元利均等、
年1回返済の場合

期間

令和8年1月5日 月 ▶▶▶ 令和8年3月31日 火

適用金利のご説明

- 農業生産に直結するお借入が対象となります。 ● 補給後の適用金利は期間内にお借入（融資実行）いただく場合に適用となります。
- 当初のお借入金額が100万円以上の場合／当初5年間：年0.35%、6年目以降：年1.35% ● 当初のお借入金額が100万円未満の場合／全期間：年1.35%
- 詳しくはJA窓口までお問い合わせください。 ● 金利は令和8年1月5日現在

JAこうか

JAこうか

検索

JAバンク滋賀は、
滋賀の農業を
応援します！

アグリマイティー資金



お使いみち

- 農作物の生産・加工・流通・販売に関する運転資金や設備資金（他金融機関等の借入金にかかる借換え資金を含む）
- 再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金
- 農業の成長・安定に向けた各種交付金までのつなぎ運転資金（JA交付金等つなぎ資金）
- 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金（災害緊急資金）

ご利用いただける方

- 組合員の方（個人・法人・任意団体など）
 - 滋賀県農業信用基金協会の保証が受けられる方
 - 当JAが定める条件を満たしている方
- ※年収確認書類等の要件で、就農3年未満の農業者の方はご利用いただけない場合があります。

ご融資金額

- 個人は1億円以内
- 法人・特定農業団体は3億円以内
- ※再生可能エネルギー対応資金は5,000万円以内
- ※JA交付金等つなぎ資金はJA口座に入金される交付金の金額の範囲内
- ※災害緊急資金は1,000万円以内

ご融資期間

- 長期資金：10年以内（対象事業に応じ最長20年）（据置3年以内）
- 短期資金：1年以内 ※災害緊急資金は最長5年以内（据置2年以内）

ご融資金利

- 固定金利型
（①当初借入金額100万円以上の場合：当初5年間 年0.35%、6年目以降 年1.35%
②当初借入金額100万円未満の場合：全期間 年1.35%
③生産資材価格高騰等による一時的な経営悪化に対する災害緊急資金の場合：全期間年0%）
- ご返済の滞りなどが発生した場合には、金利軽減・利子補給を中止させていただくことがあります。

ご返済方法

- 長期資金：元金均等方式または元利均等方式とし、毎月、年2回、年1回返済方式および特定月増額返済方式のいずれかとします。
- 短期資金：期日一括返済または元金均等返済とします。

担保・保証

- 滋賀県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。（災害緊急資金については、前取一括保証料の場合、災害緊急特別対策保証料助成がご利用いただけます。）
- 保証機関の基準に従い、担保・保証人をご提供いただくことがあります。

手数料

- JA所定の手数料が必要となる場合があります。JA窓口までお問い合わせください。

その他

- お借入の状況、条件等によっては利子補給・保証料助成の対象とならない場合があります。
- 基準金利・利子補給後の適用金利は、金融情勢の変化により見直しさせていただくことがあります。
- お申込みいただいても、審査結果によってはお客様の希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳しくは店頭の説明書をご覧ください。お近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。
- 当プランは、金融情勢の変化等により予告なく変更・中止・延長する場合があります。
- つなぎ資金の対象となる交付金等については、JA窓口までお問い合わせください。
- 令和8年1月5日現在

主な必要書類

- ☐借入申込書（債務保証委託申込書）
- ☐個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書
- ☐本人確認書類
- 【個人】
運転免許証・住民票等
- 【法人・団体】
定款または規約・登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ☐年収確認書類
- 【農業を営む自営業者】
確定申告書3期分（付属明細含）・納税証明書等
- 【給与所得者】
源泉徴収票（印字）または所得証明書等
- 【法人・団体】
決算書3期分（付属明細含）・事業計画書等
- ☐登記簿謄本又は登記事項証明書（農地等を購入する場合）
- ☐見積書（写）・契約書（写）・カタログ等
- ☐計画図面（写）・建築確認通知書（写）・固定資産評価証明書（農業用倉庫を建築する場合）
- ☐【法人・団体】借入にかかる議事録
- ☐他金融期間の償還予定表（借換え資金の場合）
- ☐雇証証明書（市町もしくはJA発行のもの）（災害緊急資金の場合）
- ☐その他JAが必要とする書類等

お問い合わせ・お申込みはお近くのJA窓口へ

水口支所	TEL.0748-62-1209
貴生川支所	TEL.0748-62-2021
土山支所	TEL.0748-66-1151

甲賀支所	TEL.0748-88-4371
甲南支所	TEL.0748-86-3071
信楽支所	TEL.0748-82-1165

湖南支所	TEL.0748-72-1235
石部支所	TEL.0748-77-2025
金融部信用課	TEL.0748-62-0382

（店舗情報は、令和8年1月5日現在）